

第1 設問1

1 請求1は認められるか。

2 (1) 請求1の法的根拠は、所有権(民法(以下略)206条)に基づく返還
3 請求権としての目的物引渡請求権であると考えられる。これが認められる
4 ためには①Aが工作機械甲(以下「甲」という。)を所有している
5 こと及び②甲をCが占有していることが必要である。

6 (2) これについて、Cは、Dによる即時取得(192条)の成立を根拠
7 付けるため、下線部①の主張をしている。即時取得は認められる
8 ため、Bは、Dに対する借入金債務の弁済に代えて、甲を譲渡して
9 いる(482条)から、「取引行為」に当たる。

10 イまた、「平穩」、「公然」、「善意」については、186条1項により推定さ
11 れる。そして、甲は、「動産」に当たる。

12 ウDは、Bの虚偽の説明を信じているが、甲に所有権を示すプレート等
13 はなく、他に不審な点もなかったことから、「過失がない」といえる。

14 (3) ここで、Aは、「占有を始めた」という要件を充足しないことを根拠
15 付けるために、下線部②の主張をしている。この主張は認められるか
16 192条の趣旨は、虚偽の外形を信頼して、公示方法のない動産に関
17 する取引関係に入った買主を保護する点にある。そうだとすれば、「占
18 有を始めた」といえるためには、一般外観上、従来の占有状態に変更
19 を生ずるか如き占有を取得が必要である。

20 イ本件では、BからDに対する引渡しの方法は、指図による占有移転
21 (184条)である。そうだとすれば、Cの下から、占有が動いておらず、占有
22 状態に変更が生じていないようにも見える。しかし、従前、Cを介して
23

間接的に占有(181条)していたBは、指図による占有物転により、完全に占有を失うこととなる。そのように考えると、従来の占有状態に変更が生じたことを認められる。

したがって、Dは、「占有を始めた」といえる。

よって、Aの主張は失当であり、認められない。

(4) では、Aの下線部⑦の主張は認められるか。その法的根拠は、盗品回復請求権(193条)に求められる。

ア 甲は、令和2年4月10日に、何者かによって盗み出されたものであるから、「占有物が盗品」であるといえる。

イ Aは、「被害者」に当たる。

ウ そして、請求1を行った令和2年10月15日は、上記「盗難~~の時から~~」…の時から二年を経過していない。

エ したがって、下線部⑦の主張は認められる。

(5) 以上より、請求1は認められる。

2 請求2は認められるか。

(1) 請求2の法的根拠は、不当利得返還請求権(703条)に求められる。

(2) ア(ア) 甲は、「法律上の原因」がないことが必要である。その有無の判断は、形式的・一般的に正当視される財産的利益の移転が、実質的・個別的に正当視されるか否かにより決るべきである。

イ 本件では、Cは、Bとの間で、使用貸借契約(593条)を締結し、この契約に基づき、甲の引渡しを受け使用するに至っている。このことからすれば、甲の使用利益は、形式的・一般的には正当視されるものであるといえる。そして、Cは、上記引渡しを受けた際、事実/及び2を

知らなかつたのだから、実質的にも相対的にも正当であるといえる。

(ウ) しながら、'法律上の原因'がないとはいえない。

イ ~~以上より~~、~~よって~~、不当利得返還請求権は認められない。

(3) 以上より、請求2は認められない。

第2設問2

1 小問1について

(1) ア 契約①の性質はなにか。

イ 契約①は、委任契約(643条)であるから、原則として、片務契約である。もっとも、報酬について、特約を付したことにより、委任事務に対応する報酬支払債務が生じる(648条1項)から、この場合は例外的に、双務契約となる。

ウ 本件では、契約①を締結するに当たり、AがEに対し、令和3年6月から10月までの5か月間、月額報酬60万円及び同年の乙検定合格者数に応じて成功報酬を支払うことを合意している。これは、上記特約を付したといえる。

エ 以上より、契約①の性質は、双務契約である。

(2) 契約①のEの債務の内容はなにか。

ア 債務の内容の判断は、契約自由の原則から、公序良俗(90条)等の法的一般原則に反しない限り、当事者の合理的意図を尊重すべきである。

イ 本件では、Aは、乙検定により多くの従業員を合格させるために、高い合格実績をうたって通学講座を開設しているEに対し、Eの他の出張講座より高額である月額60万円という額で、契約の締結している。そうだとすれば、Aは、Eの他の講座より、確実に多くの合格者を出すことをと

の契約の内容と見てとらえる。

ウ したがって、契約①のEの債務の内容は、他のEの講座より多くの合格者を輩出することである。

2 小問2について

(1) 請求3は認められるか。

ア 請求3の法的根拠は、委任契約に基づく報酬請求権(643条、648条1項)である。

イ ことに對し、Aは、「委任事務を履行した」(同条2項)といえるから、60万円の支払を拒むと反論することから考える。

(ア) ここで、Eが「委任事務を履行した」といえるかどうか問題となる。

(イ) この点について、「委任事務」には、契約の究極的な目的のみならず、その目的を達成するために通常必要な事務も含まれると解する。

ウ 本件では、契約①の究極的な目的は、上記のとおり、本件講座に対し、

Aの従業員を、Eの他の講座よりも確実に多く合格させることである。

もっとも、この目的を達成するためには、通常、本件講座において授業を行うことが必要であるから、「委任事務」には、授業を行うことも含まれる。

そして、Eは、同年8月31日まで、指導を行っているから、「委任事務を履行した」といえる。

(エ) したがって、Aの上記反論は失当である。

ウ 以上より、請求3は認められる。

(2) 請求4は認められるか。

ア 請求4の法的根拠は、委任契約の解除に基づく損害賠償請求権(651条2項本文)に求められる。

イ(ア)「相手方に不利な時期に委任を解除した」(同項1号)といえるか。

(イ) 本件では、Eは契約①の本件講座に専念するため、新たな出張講座、依頼を受けないこと、通学講座のための代替の講師を手配している。

さて、これをAに伝えていたにもかかわらず、Aは契約①を解除している。

このことから、Eは「不利な時期に委任を解除した」といえる。

ウ(ア) これに対し、Aは、上記解除は、「やむを得ない事由」(同項下(書))によるものであり、損害賠償義務を負わないと反論することが考えられる。

ここで、「やむを得ない事由」の範囲が問題となる。

(イ) この点について、~~65~~651条2項の趣旨は、同条1項により、委任については、「各当事者がいつでもその解除をすることができ、」としていることに鑑み、解除の相手方を保護する点にある。そうだとすれば、「やむを得ない事由」の範囲は、天変地異が起きた場合など、極めて限定的に狭く解すべきである。

(ウ) 本件では、Aは、Eが本件講座の受講生に求める課題の量が膨大で、受講生の大半が泣きとしており、それに加えて、課題の不提出について、Eに叱責されるなどしたため、止めたいと言いつける受講生が現われ、Eに善処を求めたところ、「こちらはプロなのでやらせてほしい」と言われ、その態度に失望し、結果として、令和3年8月31日の時点で受講生が20%となったこと、理由に解除している。Eに、指導に関する裁量が認められることに鑑みると、上記Aの解除理由は、「やむを得ない事由」であるとは到底言い難い。

(エ) したがって、「やむを得ない事由」は認められない。

(オ) よって、Aの反論は失当である。

(3) 以上より、請求4は認めらる。

第3 設問3

1 小問1 について

(1) Fは、Hに対して、500万円全額の支払を拒むことはできるか。

→ Fは、支払を拒絶するため、本件債権が~~消滅~~に消滅時効(166条1項1号)が完成していることを主張することが考えらる。

ア この点について、下レに、契約②の弁済期は令和10年4月1日であるから、この時点が「権利を行使することができるときを知った時」に当たる。そして、令和15年5月1日時点では、「五年」を経過している。このことから、Fの上記主張は認めらるようには思えない。

イ しかし、主債務者であるAは、令和10年6月20日、Hに対して本件債権の弁済の猶予を求め書面を送付している。このAの行為は「権利の承認」(152条1項)とみることができ、同日から時効は更新される。そうだとすれば、令和10年6月20日が消滅時効の起算点となるから令和15年5月1日時点では、「五年」を経過していないこととなる。

ウ 上記、主債務者であるAに生じた時効の更新の効力は、保証人に生じる(457条1項)から、Fにも生じることとなる。

→ 以上より、令和15年5月1日時点において、未だ本件債権に消滅時効は完成していないから、Fは、500万円全額の支払を拒むことはできない。

(2) Fは、丙の売買代金100万円分について支払を拒むことはできるか。

Fは、支払を拒絶するため、売買代金債権の100万円と、本件債権の500万円とを相殺(505条1項後)すると主張することが考えらる。

ア すると、本件債権も、HとAに対する代金支払債権も、いずれも金銭の

給付を目的とするものであるから、「二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合」に当てはまる。

何として「双方の債務が弁済期にある」と規定されているか、これは、相手方の期限の利益を奪うことを防止する趣旨であるから、相殺を主張する側の自働債務の弁済期にあかば足る。

(1) 本件では、A・Hに對し有する売買代金債務の弁済期は、令和4年8月31日であるから、令和5年5月1日時点で、自働債務が弁済期にあるといえる。よって、F・相殺の主張は認められるから、100万円分について支払を拒否できよう。(457条3項)

2 小問2について

(1) FはAに對し求償するといはてえるか。

ア 否、Fは、委託を受けずに契約③を締結している。このような委託を受けない保証人は、「主たる債務者からその当時利益を受けた限度」(462条1項、459条の2第1項)で求償権を有する。

イ (ア) にて、Aが「利益を受けた」範囲が問題となる。

(1) この点について、Fは、Hに300万円支払い、残りの200万円分については免除を受けている。免除には、相対的効力(441条)しかないので、その効果はAには及ばず、200万円分については、「利益を受けた」とはいえない。

(2) したがって、300万円分が「利益を受けた」に当たる。

ウ 以上より、Fは、Aに對し、300万円を求償するといはてえる。

(2) Fは、Gに對し求償するといはてえるか。

ア 否、F及びGは、「互いに連帯しない保証人」に当たる。

イ(ア)「保証人の一人が...自己の負担割合を超える額を返済した」に当たるか。

イイ この点について、保証人間に特段の定めがない場合、その負担割合は相等しいものと考えべきである。

イウ 本件では、FG間に内部的負担割合に関する合意はないから、FとGは、各自250万円部分が負担割合となる。

イエ したがって、Fは、Hに対し300万円支払っているから、「保証人の一人が...負担割合を超える額を返済した」といえる。

ウ(ア) 次にGが「利益を受けた範囲」が問題となる。

ウイ この点について、Fが300万円の支払いをした場合、本来Gは負担割合に応じて、150万円を支払うべきではなかったから、150万円が「利益を受けた」範囲に当たる。

II 以上より、FはGに対し、150万円を求償することができる。

以上